

(い)		(ろ)	(は)
条項	見出し		
法第19条	敷地の衛生及び安全		□
	令第3章第2節 構造部材等		
	令第3章第3節 木造		
	令第3章第4節 組積造		
	令第3章第4節の2 補強コンクリートブロック造		
	令第3章第5節 鉄骨造		
	令第3章第6節 鉄筋コンクリート造		
	令第3章第6節の2 鉄骨鉄筋コンクリート造		
	令第3章第7節 無筋コンクリート造		
	令第3章第7節の2 構造方法に関する補則		
	令第3章第8節 構造計算(第81条第1項の場合に限る。)		
法第20条	構造計算(第81条第2項第1号イに規定する保有水平耐力計算等による場合に限る。)		□
	令第3章第8節 構造計算(第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算等による場合に限る。)		
	令第3章第8節 構造計算(第81条第2項第2号イに規定する許容応力度等計算等による場合に限る。)		
	令第3章第8節 構造計算(第81条第3項に規定する構造計算による場合に限る。)		
	令129条の2の3 建築設備の構造強度(第3号に限る。)		
	施行規則第8条の3 枠組壁工法を用いた建築物等の構造方法		
法第21条	大規模の建築物の主要構造部等		□
法第22条	屋根		□
法第23条	外壁		□
法第24条	建築物が第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置		□
法第25条	大規模の木造建築物等の外壁等		□
法第26条	防火壁等		□
法第27条	耐火建築物等としなければならない特殊建築物		□
法第28条	居室の採光及び換気		□
法第28条の2	石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置		□
法第29条	地階における住宅等の居室		□
法第30条	長屋又は共同住宅の各戸の界壁		□
法第31条	便所		□
法第32条	電気設備		□
法第33条	避雷設備		□
法第34条	昇降機		□
	令第5章2節 廊下、避難階段及び出入口		
	令第5章3節 排煙設備		
法第35条	令第5章4節 非常用の照明装置		□
	令第5章5節 非常用の進入口		
	令第5章6節 敷地内の避難上及び消火上必要な通路等		
法第35条の2	特殊建築物等の内装		□
法第35条の3	無窓の居室等の主要構造部		□
	令第2章2節 居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法		
	令第2章3節 階段		
	令第112条 防火区画		
	令第114条 建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁		
法第36条	令第129条の2の3 建築設備の構造強度		□
	令第2章第4節 便所		
	令第115条 建築物に設ける煙突		
	令第129条の2の4 給水、排水その他の配管設備の設置及び構造		
	令第129条の2の5 換気設備		
	令第129条の2の6 冷却塔設備		
	令第5章の4第2節 昇降機		
法第37条	建築材料の品質		□
法第39条	災害危険区域		□
法第40条	地方公共団体の条例による制限の付加[東京都建築安全条例]		□
法第41条の2	適用区域		□

条項	(い)	(ろ)	(は)
法第43条	敷地等と道路との関係		
法第43条の2	その敷地が4メートル未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加 〔東京都建築安全条例〕		<input type="checkbox"/>
法第44条	道路内の建築制限		
法第47条	壁面線による建築制限		
法第48条	用途地域等		
法第49条	特別用途地区		
法第49条の2	特定用途制限地域		<input type="checkbox"/>
法第50条	用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限		
法第51条	卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置		
法第52条	容積率		
法第53条	建蔽率		
法第53条の2	建築物の敷地面積		
法第54条	第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離		
法第55条	第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度		
法第56条	建築物の各部分の高さ		
法第56条の2	日影による中高層の建築物の高さの制限		
法第57条	高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和		<input type="checkbox"/>
法第57条の2	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例		
法第57条の4	特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度		
法第57条の5	高層住居誘導地区		
法第58条	高度地区		
法第59条	高度利用地区		
法第59条の2	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率の特例		
法第60条	特定街区		
法第60条の2	都市再生特別地区		<input type="checkbox"/>
法第60条の2の2	居住環境向上用途誘導地区		<input type="checkbox"/>
法第61条	防火地域及び準防火地域内の建築物		
法第62条	屋根		
法第63条	隣地境界線に接する外壁		
法第64条	看板等の防火措置		
法第65条	建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置		
法第67条	特定防災街区整備地区		<input type="checkbox"/>
法第68条	景観地区		<input type="checkbox"/>
法第68条の2	市町村の条例に基づく制限〔港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例〕		
法第68条の3	再開発等促進区等内の制限の緩和等		
法第68条の4	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例		
法第68条の5	区域を区分して建築物の容積を適正に配分する地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例		
法第68条の5の2	区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例		
法第68条の5の3	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例		
法第68条の5の4	住居と住居以外の用途とを区分して定める地区計画等の区域内における制限の特例		
法第68条の5の5	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例		
法第68条の5の6	地区計画等の区域内における建築物の建蔽率の特例		
法第68条の7	予定道路の指定		
法第68条の9	都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限		<input type="checkbox"/>

条項	(い)	(ろ)	(は)
法第84条の2	簡易な構造の建築物に対する制限の緩和		
法第85条	仮設建築物に対する制限の緩和		
法第85条の2	景観重要建造物である建築物に対する制限の緩和		
法第85条の3	伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和		
法第86条	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和		
法第86条の2	公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等		
法第86条の4	一の敷地にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例		
法第86条の6	総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の特例		
法第86条の7	令第137条の2 構造耐力関係		
	令第137条の3 防火壁及び防火床関係		
	令第137条の4 耐火建築物等としなければならない特殊建築物関係		
	令第137条の4の3 石綿関係		
	令第137条の5 長屋又は共同住宅の各戸の界壁関係		
	令第137条の6 非常用の昇降機関係		
	令第137条の7 用途地域等関係		
	令第137条の8 容積率関係		
	令第137条の9 高度利用地区等関係		
	令第137条の10 防火地域及び特定防災街区整備地区関係		
	令第137条の11 準防火地域関係		
	令第137条の12 大規模の修繕又は大規模の模様替		
	令第137条の14 独立部分		
	令第137条の16 移転		
法第86条の9	公共事業の施行等による敷地面積の減少についての第3条等の規定の準用		
法第87条の3	建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和		
消防法第9条	火の使用に関する規制の市町村条例への委任		
消防法第9条の2	住宅用防災機器の設置及び維持		
消防法第15条	常設映画館等の映写室の規格		
消防法第17条	消防用設備等の設置・維持等		
屋外広告物法第3条	広告物の表示等の禁止(広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。)		
屋外広告物法第4条	広告物の表示等の制限(広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。)		
屋外広告物法第5条	広告物の表示の方法等の基準(広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。)		
港湾法第40条第1項	臨港地区の分区内の規制(同法第50条の5第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)		
高圧ガス保安法第24条	家庭用設備の設置等		
ガス事業法第162条	基準適合義務		
駐車場法第20条	建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置(都市再生特別措置法第19条の14、第62条の12及び第107条並びに都市の低炭素化の促進に関する法律第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 〔東京都駐車場条例〕〔港区低炭素まちづくり計画の駐車機能集約区域内における建築物の駐車施設の附置等に関する条例〕		
水道法第16条	給水装置の構造及び材質		
下水道法第10条第1項	排水設備の設置等		
下水道法第25条の2	排水設備の技術上の基準に関する特例		
下水道法第30条第1項	都市下水路に接続する特定排水施設の構造		
宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項	宅地造成等に関する工事の許可		
宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項	変更の許可等		
宅地造成及び特定盛土等規制法第30条第1項	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可		
宅地造成及び特定盛土等規制法第35条第1項	変更の許可等		

確認申請チェックシート(建築物) 申請建築物に該当しない項目は、(ろ)欄を斜線で消してください。

港区

条項	(い)	(ろ)	(は)
流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項	流通業務地区内の規制		<input type="checkbox"/>
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38の2	基準適合義務		<input type="checkbox"/>
都市計画法第29条第1項又は2項	開発行為の許可		
都市計画法第35条の2第1項	変更の許可等		
都市計画法第41条第2項	建築物の建蔽率等の指定(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)		
都市計画法第42条	開発許可を受けた土地における建築等の制限		<input type="checkbox"/>
都市計画法第43条第1項	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限		
都市計画法第53条第1項	建築の許可(都市再生特別措置法第36条の4の規定により読み替えて適用する場合を含む。)		
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第5条第1項	航空機騒音障害防止地区内における建築の制限等(同条第5項において準用する場合を含む。)		<input type="checkbox"/>
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第5条第2項及び3項	航空機騒音障害防止特別地区内における建築の制限等(同条第5項において準用する場合を含む。)		<input type="checkbox"/>
自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第4項	自転車等の駐車対策の総合的推進		<input type="checkbox"/>
浄化槽法第3条の2第1項			<input type="checkbox"/>
特定都市河川浸水被害対策法第10条	排水設備の技術上の基準に関する特例		<input type="checkbox"/>
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条	特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等[高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(建築物バリアフリー条例)]		<input type="checkbox"/>
都市緑地法第35条	緑化地域の緑化率		
都市緑地法第36条	一の敷地とみなすことによる緑化率規制の特例		<input type="checkbox"/>
都市緑地法第39条第1項	地区計画等の区域内における緑化率規制		
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項	特定建築物の建築主の基準適合義務		<input type="checkbox"/>
令第108条の3	耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準		<input type="checkbox"/>
令第129条	避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用		<input type="checkbox"/>
令第129条の2	避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用		<input type="checkbox"/>

(備考)

(注意事項)

- この様式による書類は、(い)欄に掲げる建築基準関係規定が、確認審査を行った建築物に適用されない場合は、当該規定に係る部分を省略した様式により作成することができます。
- 確認審査を行った建築物について(い)欄に掲げる建築基準関係規定の適用がないときは、(ろ)欄に斜線を入れてください。
- (い)欄に掲げる建築基準関係規定が適用される建築物について、当該規定に係る図書ごとに、建築基準関係規定に適合していることを確かめたときは、(は)欄の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 確認審査を行った建築物が法第39条第2項、法第40条、法第43条第3項、法第43条の2、法第49条から法第50条まで、法第68条の2第1項若しくは法第68条の9第1項の規定に基づく条例(これらの規定に基づく条例の規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、法第68条の9第2項の規定に基づく条例又は令第9条に掲げる法律の規定に基づく条例の規定の適用を受ける場合は、当該条例の名称及び適用を受ける規定を備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。
- (は)欄の記載では書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。